

平成 28 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 バ リ ュ ー デ ザ イ ン  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 尾 上 徹  
(コード番号：3960 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 本 多 誠 一  
(TEL. 03-6661-0115)

## 新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 28 年 8 月 22 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新株式発行の件

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数           | 当社普通株式 268,000 株  |
| (2) 払込金額                 | 未定(平成 28 年 9 月 6 日開催予定の取締役会で決定する。)  |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、平成 28 年 9 月 14 日に決定される予定の引受価額(下記(4)で定義される「引受人」が当社に払込む金額)に基づき、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法                 | 発行価格による一般募集とし、SMBC 日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、株式会社 SBI 証券、エイチ・エス証券株式会社、東洋証券株式会社、岡三証券株式会社、いちよし証券株式会社及び岩井コスモ証券株式会社(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。<br>ただし、発行価格と同時に決定する引受価額が払込金額を下回る場合は、本公募による新株式発行を中止する。                       |
| (5) 発行価格                 | 未定(払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 28 年 9 月 14 日に決定する。)  |
| (6) 引受人の対価               | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。  |
| (7) 申込期間                 | 平成 28 年 9 月 15 日(木曜日)から<br>平成 28 年 9 月 21 日(水曜日)まで  |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (8) 払 込 期 日 平成 28 年 9 月 23 日 (金曜日)
- (9) 受 渡 期 日 平成 28 年 9 月 26 日 (月曜日)
- (10) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (11) 払込金額その他本公募による新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 引受人の買取引受による売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 25,000 株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 千葉県浦安市  
林 秀 治 25,000 株
- (3) 売 出 価 格 未定。上記 1. の公募による新株式発行における発行価格と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出価格による売出しとし、SMB C 日興証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は上記 1. における引受価額と同一とする。
- (6) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 上記 1. における受渡期日と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一とする。
- (9) その他本売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記 1. の公募による新株式発行を中止する場合は、本売出しも中止する。

## 3. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 上限 43,900 株  
なお、売出株式数は上限を示したもので、需要状況により減少する、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況を勘案したうえで、平成 28 年 9 月 14 日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMB C 日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定。上記 1. の公募による新株式発行における発行価格と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 SMB C 日興証券株式会社が、上記 1. の公募による新株式発行及び上記 2. の引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、当社株主である尾上徹（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について売出価格により追加的に売出しを行う。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 上記1.における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (8) その他本売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1.の公募による新株式発行を中止する場合は、本売出しも中止する。

#### 4. 第三者割当による新株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 43,900株
- (2) 払 込 金 額 未定。上記1.の公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、下記(4)に記載の割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 価 格 未定。上記1.の公募による新株式発行における引受価額と同一とする。
- (5) 割 当 先 及 び 割 当 株 数 SMBC日興証券株式会社 43,900株  
ただし、割当価格が払込金額を下回る場合、本第三者割当による新株式発行を中止する。
- (6) 申 込 期 日 平成28年10月25日(火曜日)
- (7) 払 込 期 日 平成28年10月26日(水曜日)
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (9) 払込金額その他本第三者割当による新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記(6)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 上記3.のオーバーアロットメントによる売出しを中止する場合は、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による新株式発行及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式の数及び売出株式数
- |        |                       |            |
|--------|-----------------------|------------|
| 募集株式の数 | 当社普通株式                | 268,000株   |
| 売出株式数  | ①引受人の買取引受による売出し       |            |
|        | 当社普通株式                | 25,000株    |
|        | ②オーバーアロットメントによる売出し(※) |            |
|        | 当社普通株式                | 上限 43,900株 |
- (2) 需要の申告期間 平成28年9月7日(水曜日)から  
平成28年9月13日(火曜日)まで
- (3) 価格決定日 平成28年9月14日(水曜日)(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 申込期間 平成28年9月15日(木曜日)から  
平成28年9月21日(水曜日)まで
- (5) 払込期日 平成28年9月23日(金曜日)
- (6) 受渡期日 平成28年9月26日(月曜日)

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、43,900株を上限として、公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、平成28年10月21日行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から平成28年10月21日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成28年9月14日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリ

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

ーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

## 2. 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,140,600株
公募による新株式発行による増加株式数	268,000株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	43,900株(最大)
増資後の発行済株式総数	1,452,500株(最大)

## 3. 増資資金の使途

公募による手取概算額449,601,600円及び第三者割当増資の手取概算額上限74,859千円については、設備資金として平成29年6月期に325,890千円、平成30年6月期及び平成31年6月期に68,033千円、運転資金として平成29年6月期に41,154千円、平成30年6月期及び平成31年6月期に89,383千円を充当する予定であります。

設備資金の内訳としましては、当社の今後の事業拡大に向けて、ファミリーレストラン等の業態において全国規模で多様なブランドを展開している飲食チェーンや、年間売上高が1,000億円を超えるようなスーパーマーケット・ドラッグストア等（以下、大型案件という。）の受注拡大にも十分対応可能なシステムの構築及び増強が必要だと考えております。

このような考え方を踏まえ、ハウスプリペイドカード事業においては、上記の大型案件の受注拡大に伴って、①検証環境を含めたシステム環境の整備、設備増強及び負荷分散等の対策が不可欠となっているため、データベース、アプリケーションサーバーの増設費用として平成29年6月期に241,000千円、平成30年6月期に21,600千円及び平成31年6月期に21,600千円、②新規顧客用システムを顧客側基幹システムとの連携や顧客側サービスに沿った機能提供ができる仕様にカスタマイズするための設備投資費用として平成29年6月期に84,890千円、平成30年6月期に24,833千円をそれぞれ充当する予定であります。

運転資金の内訳としましては、海外事業の拡大に向けて、海外事業の人件費及び現地法人設立費用に充当いたします。平成29年6月期に海外営業部の社員の採用に伴う人件費として25,211千円、中国子会社の社員の採用に伴う人件費として6,243千円、アジア地域における4か国分の現地法人設立費用及び運営費用として9,700千円、平成30年6月期及び平成31年6月期の当該人件費増加分として74,983千円、及び現地法人運営費用として14,400千円を予定しております。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

※有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,860円）を基礎として算出した見込額であります。

## 4. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元については経営の最重要課題の一つとして位置付けておりますが、創業以来、財務体質の強化並びに将来の事業展開に備えるため、配当可能利益を全額内部留保とし、配当を実施しておりません。

### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の事業展開のため財源として利用していく予定であります。

### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当面は内部留保の充実に注力する方針ですが、企業規模や収益が安定期に入ったと判断され

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

た時点で、経営成績・財政状態を勘案しながら、配当による株主への利益還元に努める所存であります。

(4) 過去3期間の配当状況

回次		第7期	第8期	第9期
決算年月		平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	7,597.59	24.26	△545.37
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	(%)	—	—	—
自己資本当期純利益率	(%)	25.6	4.9	△169.3
純資産配当率	(%)	—	—	—

- (注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。  
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。  
4. 当社は、平成28年4月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。  
5. 平成28年4月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第7期の数値につきましては、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次		第7期	第8期	第9期
決算年月		平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	75.98	24.26	△545.37
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)

5. ロックアップについて

公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ当社役員である尾上徹、売出人かつ当社役員である林秀治、当社役員である金子毅、一柳寿一及び本多誠一、当社株主である大日本印刷株式会社、株式会社ティーガイア、GMO ペイメントゲートウェイ株式会社、株式会社一休、JA 三井リース株式会社、株式会社ジェーシービー、中寿至、株式会社クレディセゾン、相澤篤、梅村光宏、鎌田大輔、株式会社 United Consulting、株式会社ナテック、株式会社スプレnder コンサルティング、藤井良基、オリックス株式会社、小柳雄志、河戸正幸、小田修平、長谷川亮、眞田奈緒子及び柴田俊介、当社新株予約権者である大前匡広、

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

笠原大輔、稲垣智史、田端諒、佐久間幸彦、深田健司、佐野智子、村田加奈、中島学、萩原健嗣、根本英行、塩崎典子、田中麻由実、市川明德、川野真人、宮原晃一及びその他 10 名（普通株式 400 株、新株予約権の目的の株式 4,400 株）は、SMB C 日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して 180 日目の平成 29 年 3 月 24 日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主である NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合、CSK-VC サステナビリティ・ファンド投資事業組合、ネオス株式会社、株式会社サイバーエージェント、NIFSMBC-V2006S1 投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して 90 日目の平成 28 年 12 月 24 日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出における売出価格の 1.5 倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

当社株主である宮崎亨は、主幹事会社に対して、公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して 180 日目の平成 29 年 3 月 24 日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式のうち、10,000 株の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して 180 日目の平成 29 年 3 月 24 日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当てに関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

## 6. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分等」における今後の利益配分にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。